

村上市議会政務活動費の交付に関する条例

平成20年4月1日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、村上市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、村上市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派及び議員に対する政務活動費の額のうち、会派に対しては、年度の初日における当該会派の所属議員数に年額60,000円（月額相当額5,000円）を乗じて得た額以内の額（以下「会派に対する政務活動費」という。）を、議員に対しては、年度の初日に在職する議員に年額60,000円（月額相当額5,000円）以内の額（以下「議員に対する政務活動費」という。）を4月に一括して交付する。ただし、任期満了に伴う一般選挙が行われる年度にあっては、当該年度の会派及び議員に対する政務活動費の月額相当額に、任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額をそれぞれ交付するものとする。

2 一般選挙後の会派及び議員に対する政務活動費のうち、会派に対する政務活動費は、会派が結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月）から3月までの月数に会派に対する政務活動費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとし、議員に対する政務活動費は、議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月。以下次項において同じ。）から3月までの月数に議員に対する政務活動費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとする。

3 補欠選挙、繰上補充又は再選挙（以下「補欠選挙等」という。）により新たに議員となった者が会派を結成し、又は既存の会派に所属した場合の会派に対する政務活動費は、会派を結成した場合にあっては、会派を結成した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月）から3月までの月数に会派に対する政務活動費の月額相当額を乗じて得た額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、既存の会派に所属した場合にあっては、会派に所属した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月。以下この項において同じ。）から3月までの月数に当該議員の会派における月額相当額を乗じて得た額を、会派を結成した日、又は既存の会派に所属した日の属する月の翌月にそれぞれ交付するものとし、補欠選挙等により新たに議員となった者に対する議員に対する政務活動費は、議員となった日の属する月の翌月から3月までの月数に議員に対する政務活動費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとする。

(会派の所属議員数及び議員の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより会派に対する政務活動費の額を調整する。

(1) 所属議員の数が増加した場合 異動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)から3月までの当該異動後の所属議員の数により算定した会派に対する政務活動費の額と既に交付した会派に対する政務活動費のうち、異動があった日の属する月の翌月から3月までの会派に対する政務活動費の額との差額を追加して交付する。

(2) 所属議員の数が減少した場合 異動があった日の属する月の翌月から3月までの当該異動後の所属議員の数により算定した会派に対する政務活動費の額と既に交付した会派に対する政務活動費のうち、異動があった日の属する月の翌月から3月までの会派に対する政務活動費の額との差額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額のうち、減少した所属議員の政務活動費に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 会派に対する政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、既に交付を受けた会派に対する政務活動費の額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

3 議員に対する政務活動費の交付を受けた者が年度の途中において議員でなくなった場合は、既に交付を受けた議員に対する政務活動費の額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 議員に対する政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の経理を自ら行わなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに

提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき及び議員が議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該解散した会派にあってはその代表者、議員にあっては当該者（死亡した場合は当該者の関係者）は、速やかに第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該会派及び議員がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がこの条例及び条例に基づく規則に違反したときは、交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の村上市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年村上市条例第1号）、荒川町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年荒川町条例第1号）、神林村議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年神林村条例第2号）又は朝日村議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年朝日村条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例により交付された政務調査費に係る収支報告書の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成23年12月26日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村上市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月20日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村上市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月22日条例第28号)

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第7条第1項関係）

年 月 日

（あて先）村上市議会議長

会派名
代表者名

印

議員名

印

年度政務活動費に係る収支報告書について

村上市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

年

(第7条第1項関係)

別紙

年度政務活動費収支報告書

(会派は会派名を記入)
会派名

1 収入
政務活動費 円

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
合計		

(単位：円)

3 残額
円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

